

(4) さいたま都市計画道路事業 3・1・5号上尾バイパス線

種類	さいたま都市計画道路事業
名称	3・1・5号上尾バイパス線
収用の部分	○国土交通大臣が施行者となる部分 埼玉県さいたま市 西 区 宮前町 大字内野本郷字前原、大字内野本郷字上野原、大字清河寺字東谷、大字清河寺字北原、大字西新井字本村前、大字西新井字中原、大字西新井字西久保及び大字西新井字堤崎前 各地内
使用の部分	なし
保留の部分	なし
都市計画法上の制限	都市計画事業上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第 65 条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 67 条）
問合せ先	事業計画に関する場合 大宮国道事務所 工務課 電話 048-669-1204 用地補償に関する場合 大宮国道事務所 用地第二課 電話 048-669-1203